

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱

(平成29年5月31日決裁)

各務原市青年就農給付金給付要綱（平成24年6月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する者の就農直後の経営確立に資するため、予算の範囲内において各務原市農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付については、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 独立・自営就農を開始した時の年齢が原則50歳未満の者であって、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有しているものであること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者（農業経営を法人化している場合は、交付対象者又は交付対象者が経営する法人。イにおいて同じ。）が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者（農業経営を法人化している場合は、交付対象者が経営する法人。エにおいて同じ。）の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（資金の交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた者及び同条第3項に規定する認定の効力を失った者を除く。）であること。

(4) 青年等就農計画（様式第1号）及び農業次世代人材投資資金申請追加資料（令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の国の実施要綱（以下「改正前の国の実施要綱」という。）別紙様式第2号をい

う。以下同じ。)(以下これらを「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合(一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合を除く。)は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ資金の交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)別添に規定する実質化された人・農地プラン、実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下これらを「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれている者又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)であること。

(7) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 国の実施要綱別記2の農の雇用事業による助成金の交付を受けたことがある農業法人等でないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施

工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得（災害によって休止する場合で第12条第2項の規定により認められた当該休止期間中の所得を除く。以下同じ。）が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、承認及び交付を可能とする。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 平成28年4月以後に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が、次条に規定する青年等就農計画等の承認申請を行うときは、第15条に規定する中間評価に準じて3年目の評価を受け、A評価を受けた者であること。

（青年等就農計画等の承認申請）

第3条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、青年等就農計画等の内容について審査し、前条各号に掲げる要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に青年等就農計画等承認書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、審査にあたり、サポートチーム（岐阜県岐阜農林事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成される体制をいう。以下同じ。）を整備し、サポートチームによる面接等の実施又は必要な書類等の提出等を求めることができる。

（青年等就農計画等の変更申請）

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた者が、同項の規定による承認を受けた青年等就農計画等を変更する場合は、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない（追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合を除く。）。

2 前条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（交付申請）

第5条 第3条第2項の規定による通知を受けた者は、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書（様式第3号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第16号）を市長に提出することにより、資金の交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の申請の内容が適当であると認めたときは、予算の範囲内において資金を交付し、農業次世代人材投資資金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 資金の交付の申請は、半年分（市長が特に必要と認める場合にあっては、1年分）を単位として行うことを基本とし、原則として申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（交付金額）

第6条 資金の額は、農業経営の開始1年目から当該経営の開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円とし、農業経営の開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円とする。

（交付期間）

第7条 前条の場合において、資金の交付期間は、最長5年間とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて前条で算定した額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。

（1）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（2）主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

（3）夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等であること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等である場合に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ前条の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者（前条の規定による交付を受けている者においては、当該交付の5年度目を超えている農業者）が当該法人の役員に1名以上存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（交付の停止）

第8条 市長は、資金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止することができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 農業経営を休止した場合
- (4) 第14条第1項の規定による報告を行わなかった場合
- (5) 第14条第3項の規定による就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合（農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について（平成31年4月1日付け30経営第3030号経営局就農・女性課長通知）（第14条第3項において「交付対象者の考え方」という。）別紙1の2に掲げる要件を満たさない場合、青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市長から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた取組を行わない場合等をいう。）
- (6) 国及び市長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (7) 第15条の中間評価によりB評価と判断された場合
- (8) 交付対象者の前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）

（資金の返還）

第9条 資金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合で、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の額
- (2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額
- (3) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の就農を継続しなかった場合（ただし、第14条第7項の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農を継続した者及び第15条の中間評価でB評価とされた者を除く。） 交付済みの資金の総額に、就農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除し

た値を乗じた額

(交付申請の内容の変更)

第10条 第5条第1項の規定による申請を行った者は、第4条第1項の規定による青年等就農計画等の変更に伴い、申請の内容に変更が生じる場合は、市長に変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が適当であると認めたときは、予算の範囲内において、変更した内容に基づき資金を交付することができる。

(交付の中止)

第11条 資金の交付を受けた者が資金の受給を中止する場合は、市長に中止届（様式第5号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届の提出があったとき又は第8条第1号、第2号若しくは第4号から第7号の規定のいずれかに該当し、かつ、資金の交付を中止することが適当と認められる場合は、資金の交付を中止するものとする。

(就農の休止)

第12条 資金の交付を受けた者が病気その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届（様式第6号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第7号）を提出しなければならない。ただし、休止期間は原則1年以内（妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合（第7条第2項に規定する要件を満たす夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。第4項において同じ。）にあっては、1度の妊娠、出産又は災害につき、3年以内）とする。

2 市長は、前項の休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。ただし、やむを得ないと認められない場合にあっては資金の交付を中止する。

3 第1項の休止届を提出した者が就農を再開する場合は経営再開届（様式第7号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第20号）を提出しなければならない。

4 妊娠、出産又は災害により就農を休止している者は、当該休止期間と同期間の交付期間の延長を受けることができる。この場合において、当該者は、前項に規定する経営再開届の提出に併せて第4条第1項の規定による青年等就農計画等の変更の申請をしなければならない。

(交付の再開)

第13条 市長は、資金の交付を受けた者から前条第3項の経営再開届の提出があり、

適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

（報告義務）

第14条 資金の交付を受けた者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（様式第8号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第9－1号）を市長に提出しなければならない。

2 資金の交付を受けた者は、交付期間終了後5年間（第7項の規定による手続きを行い就農を中断した場合は、当該就農中断期間を除いて5年間。第6項において同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（様式第9号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第9－1号－1）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の就農状況報告又は前項の作業日誌の提出を受けたときは、サポートチームと協力し、交付対象者の考え方を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要に応じて適切な助言及び指導を行う。

4 市長は、交付期間中、年に1回以上、資金の交付を受けた者とともに次に掲げる方法により、当該者の経営状況及び課題を確認し、必要に応じてサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行う。

（1）資金の交付を受けた者への面談

（2）圃場確認

（3）書類確認

5 前2項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト（様式第11号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第17号－1）を用いて行う。

6 資金の交付を受けた者が、資金の交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第12号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第12号）を市長に提出しなければならない。

7 交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に市長に就農中断届（改正前の国の実施要綱別紙様式第15号）を提出しなければならない。ただし、就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開するときは、市長に就農再開届（改正前の国の実施要綱別紙様式第16号）を提出しなければならない。

8 交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（改正前の国の実施要綱別紙様式第21号）を提出しなければならない。

（中間評価）

第15条 市長は、資金の交付を受けた者の経営開始3年目が終了した時点で、中間評価を実施するものとし、次に掲げる方法により行う。

(1) 市長は、サポートチーム等の関係者で構成する評価会を設置する。

(2) 市長は、前号の評価会において就農状況報告、決算書等の関係書類及び現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により評価を実施し、次号に定めるところにより、A（順調）又はB（順調ではない）の評価区分を決定する。

(3) 次に掲げる者の評価区分をAとし、それ以外の者をBとする。

ア 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね2分の1を達成する者

イ アに該当しない者で、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、農業所得目標の達成が見込まれると市長が認める者

(ア) 設備投資等の経費がかさんだことが原因でアに該当しない者であって、経営開始3年目の農業収入が農業次世代人材投資資金申請追加資料の別添1の収支計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね2分の1に達しているもの

(イ) 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね2分の1を達成できていない者

(4) 市長は、前号の評価区分に応じて、次に掲げるとおり資金の交付を取り扱うものとする。

ア 中間評価の結果がA評価の者 資金の交付を継続する。ただし、A評価の者で、農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会に判断されたものについては、サポートチームが中心となって重点指導を行うものとする。

イ 中間評価の結果がB評価の者 資金の交付を中止する。

(5) 市長は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、資金の交付を受けた者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）等に基づく農業共済等への積極的な加入を促すものとする。

（経営発展支援金事業）

第16条 次世代を担う農業者となることを志向する者のさらなる経営発展を支援するため、前条の中間評価でA評価とされた者のうち、希望する者に経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

- 2 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請（実績報告）書（農業次世代人材投資資金申請追加資料の別添 8。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出は経営開始 4 年目の交付対象期間に行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、資金の交付を受けた者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を通知するとともに、支援金を交付する。この場合において、資金の交付は、中止する。
- 4 前項の承認を受けた者が、承認された内容を変更する場合は、変更した申請書を市長へ提出しなければならない。
- 5 第 3 項本文の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。
- 6 支援金の交付を受けた者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後 1 か月以内又は当該事業年度の 3 月末日までに、申請書を提出し、承認を得なければならない。
- 7 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。
- 8 支援金の交付額は、第 3 項の規定により承認された取組の実現に必要な額（直接経費かつ書類によって使途及び金額が確認できるものに限る。）から他の助成措置等による助成額を減じた額とし、150 万円以内の額とする。
- 9 期間のある取組を実施する場合の支援対象期間は、第 3 項の規定による承認を受けた日から最長 1 年間とする。
- 10 取組を実施できる時期が限定されるものについては、翌年度に取り組むことも可能とする。この場合において、市長は、年度内に一度、申請書により精算を行い、支援金の交付を受けた者は、翌年度に再度支援金の交付の申請を行うものとする。

（返還の免除）

第 17 条 第 9 条第 1 項ただし書の理由により資金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第 13 号又は改正前の国の実施要綱別紙様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に就農を開始した者から適用し、この要綱の適用の日前に就農を開始した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日以前に改正前の各務原市青年就農給付金給付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定による承認を受けている者にあつては、改正後の要綱第 3 条の規定は適用しない。
- 4 市長は、この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づき青年就農給付金の給付を受けている者に対し、第 2 項の規定にかかわらず、改正後の要綱第 15 条に規定する中間評価に準じた評価を行うことができる。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の予算に係る各務原市農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）の交付について適用し、令和 5 年度以前の予算に係る資金の交付については、なお従前の例による。

青年等就農計画

年 月 日

各務原市長 宛

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

年 月 日生 (歳)
＜法人設立年月日 年 月 日設立＞

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の青年等就農計画の承認を申請します。

青 年 等 就 農 計 画						
就 農 地				農業経営開始日	年 月 日	
就農形態 (該当する形態にレ 印)		☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に 新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 ☐ 全体、 ☐ 一部 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)						
将来の農業 経営の構想		(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状		目標 (年)		
		年間農業所得		千円	千円	
		年間労働時間		時間	時間	
農 業 経 営 の 規 模 に 関	作目・部門名	現状		目標 (年)		
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量	

する 目 標											
	経営面積合計										
	区分	地目	所在地 (市町村名)		現状		目標 (年)				
	所有地										
	借入地										
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)					
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量				
	作業 受託	作目		作業		現状		目標 (年)			
		単純計									
		換算後									
農畜産物の 加工・販売 その他の関 連・附帯事 業	事業名	内容		現状		目標 (年)					
生産 方式 に 関 する 目 標	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数								
			現状				目標 (年)				
経営管理に 関する目標											
農業従事の態様 等に関する目標											

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	
				年 月		千円			
農業経営の構成	氏 名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し			
			(代表者)	担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)		
雇用者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人		
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人		
			延べ人数	現状	人	見通し	人		

○農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に 限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	

在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資 格 等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の 習得状況	研修先等の名称		所在地	専攻・営農部門
	研修等期間		年 月 ～ 年 月	
	研修内容等			
	活用した 補助金等			

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。
なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
（ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が新たに農業経営を開始する場合とする。
（イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
（ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。
この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷

作業数」により換算した面積を記載する。

- エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、（１）農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、（２）農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、（３）農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 10 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが５年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが５年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
- ア 「氏名（法人経営にあっては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
- イ 「代表者との続柄（法人経営にあっては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
- ウ 年間農業従事日数は、１日８時間として計算し、毎日１時間ずつ働いた場合には、８日で１日と換算する。
- 11 「農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 12 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
- ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
- イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
- ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の４のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

- 1 単一経営（農産物販売金額１位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の８０％以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
- 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、

露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額 1 位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の 80%に満たない場合）の営農類型（例（2 位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1 及び 2 に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例 1：その他（きのこ菌床栽培）、例 2（農産物販売金額 1 位の部門が施設野菜、2 位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

様式第2号（第3条関係）

青年等就農計画等承認書

様

年 月 日付けで申請のあった青年等就農計画については、審査の結果、適当であると認められますので、各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第3条第2項の規定により、通知します。

各務原市長

印

承認番号：

承認日：

承認の有効期間：

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

氏 名 印

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第5条第1項の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する交付金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、交付金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	☐ 交付されている ☐ 交付されていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額
※3 1円未満は切り捨てとする。
※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

交付金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		支店		出張所		
	金融機関コード						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号				
口座名義人		(ふりがな)氏名					

添付書類
・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し※
・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類））※
・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

様式第4号（第5条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

年度各務原市農業次世代人材投資資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度各務原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付については、下記のとおり決定したので、各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

事業名 新規就農総合支援事業

交付金の種類 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

交付決定額 円

交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日

（交付期間 年 月 日～ 年 月 日）

中 止 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]

住 所

氏 名

印

電話番号

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]

住 所

氏 名 印

電話番号

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

経 営 再 開 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]

住 所

氏 名

印

電話番号

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、各務原市農業次世代人材投資資金
交付要綱第12条第3項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

就農状況報告（ 年目 1 ～ 6 月 ・ 7 ～ 1 2 月 ）

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]

住 所

氏 名

印

電話番号

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			

家 族 労 働 力	氏 名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力		(人 ・ 日)	

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

3. 前年の所得 *1

	万円
--	----

4. 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類*2

- 別添
1. 作業日誌の写し
 2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
（2回目以降の報告の際は、既に提出している契約書の写しは省略することが出来る。）

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 経営開始型の受給期間のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b ／ a
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
青年就農給付金					
収 入 計 ①（給付金を除く）					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b ／ a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 ②				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農 業 所 得 計 ③ ＝ ①－②				
農 外 所 得 ④		所 得 合 計 ③＋④		

作業日誌（独立・自営就農）

交付終了後 年目（ 年 月 ～ 年 月分）
年 月 日

（宛先）各務原市長

氏名 印

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
合 計		

離 農 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]
住 所
氏 名 印
電話番号

農業経営を中止し、離農しますので、各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
-----	-------

- 添付書類
- ・ 廃業届
 - ・ 経営資産の売却日の証明書
 - ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票等

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付の有無: 有 ・ 無
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1 交付対象者への面談用

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
-------------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 作業日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

4 総合所見

--

住所等変更届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

[申請者]

住所

氏 名

印

電話番号

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第14条第5項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	住所 電話番号
変更後	住所 電話番号

返還免除申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

[申請者]
住 所
氏 名 印
電話番号

各務原市農業次世代人材投資資金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由理由	
-------------------	--